

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	定期検査中の4号機タービン建屋2階において、協力企業作業員が左手の親指を負傷したため、救急車を要請し病院へ搬送した。診察の結果、左母指脱臼骨折と診断された。当該作業員は、主タービンの鋼製カバーを天井クレーンと4つの支柱で支える作業をしていたが、手で支えていた1つの支柱とともに倒れ、負傷したものと推定した。	A s	6月19日公表済 (PDF95KB)

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内ボイラ（B）蒸気出口弁及び蒸気溜所内ボイラ（B）蒸気入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	中央操作室換気空調系空調機（A）ドレンパンつなぎ目より結露水のリーク（1滴／秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	原子炉格納容器露点温度点検記録表に誤記（指示精度）が認められたため、当該箇所を訂正	C	
4	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A・B）出口流量計流量変換器の点検シールに誤記（点検日）が認められたため、当該シールを訂正	D	
5	3号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ出口ストレーナ（B）オートベント弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	4号機	タービン油処理系油清浄装置ベントファン用電動機点検において、反負荷側ブラケットハウジング内径寸法に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
7	4号機	定期事業者検査（液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査（環1））において、レベルスイッチの動作不良により定められたインターロック通り動作しなかったため、検査を中断し、当該機器を修理	D	
8	4号機	復水移送ポンプ（A）本体ベント弁（2台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	高圧復水ポンプ（C）点検において、潤滑油冷却器温度計（2台）に破損が認められたため、当該温度計を交換	D	
10	5号機	炉心スプレイ系ポンプ（B）室換気空調系局所空調機冷却水出口弁にグランドリーク跡が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	5号機	炉心スプレイ系ポンプ（B）室換気空調系局所空調機冷却水入口弁にグランドリーク跡が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	5号機	気体廃棄物処理系排ガス粒子フィルタ試験用タップ元弁配管接続金具が変形し閉止栓が入らないため、当該部を点検・修理	D	
13	その他	使用済燃料輸送容器保管設備床ドレンサンプポンプ出口弁浸透探傷検査において、弁棒に指示模様が認められたため、当該弁棒を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで